

群馬県におけるぐんま緑の県民税(Ⅱ期)と森林環境譲与税(仮称)の活用イメージ(案)

資料5-2

ぐんま緑の県民税(Ⅱ期)と、平成31年度から新たに創設される「森林環境譲与税(仮称)」及び「森林経営管理制度」を併せて活用し、県内の森林整備水準の向上を図る。

